

れば、いかやうにも心懸次第になる事也。其妻は足輕の時、色々荷物などをおひし時の遊也と被申候。智石金澤へ來りての咄也。

愚曰。智石兒小姓中間の内、或時大炊殿留守の日、書棚に有之候ひしほ手の香爐にて香を焼て慰み申候處、不慮にふちをかゝし申候。常々鍾愛の香爐の事故、殊の外迷惑に存じ氣色も滞り候程に付、旁引籠籠在候。翌日おし立たる者共右の趣を申上候。大炊殿被申候は、天地の間凡そ形をなし申ものゝ、一度滅せざると云事なし。況や陶治の類は破れやすきもの也。惜むに不足事也。兒小姓には無稱可罷出候様にとて相勤む。其後最初此事申上し者、右の香爐ふちをつぎつくるはせ候へば、ひしほ手の事故少し疵みえ不申、本の通りに成候に付、或時其香爐持て出、か様に罷成候由にて大炊殿へみせ候へば、大炊殿被申候は、か様の事大に不可然事也。右の兒小姓の心を察し見候へ。誤ちて身が秘藏のものを、わらせ候儀を深く恥敷存じ引籠ほどのもの、此香爐を見申度ごとに、その時の儀可存知出候。しかれば難儀に可存心底を察し

候も氣の毒也。とくく破て捨候へとの事にて、手にも御ふれ無之候よし。智石又或時客前にて、杖より蜜柑を三つ落せし小姓あり。大炊殿壁を勵して、あの馬鹿もの。人のくれたる時はやく給候へば能候に、あの馬鹿ものと迄被申候。智石次に承候。此類許多。

愚曰。板倉周防守殿京都所司代被仰付候時分被存候は、京師の風俗儂巧にして別て内證へ取入秘計を廻し、公事訴訟の者は猶以てその趣と聞傳へられ、御前にて御請の節も、妻女へ申聞の上に、彌御請可申上と被申候よし、おどけたる被申様とて取沙汰も有之候旨。扱歸宅候て御内證へ御申候は、今日京都所司代被仰付候。京都の儀大切御用に候。第一公事訴訟に不限、内所へ取入頼申族有之候共、一向口入無用に候。萬事に付少しもそなたより、指出の儀聊無之様に可有御心得と被申候へば、婦人の身に候へば何とて指出可申哉、不被仰聞候てもに御座候旨被答候處、左様に候へばさつと濟申候。我等上様御前にて妻女へ申談、御請可仕と申上候は、是にて候とて笑被申候。扱表へ出被申候時分、袴の腰をいもどしも

どして被出候。御内證御覽有之、若袴の腰もどり申旨御申候へば、はや指出被申候。それにては御請難成候。態ともどし置候。向後か様の事も御指出不入事と被申候。

前御牧野先生談

一、せうしやうねの語意

賀州の御慶師二人つれだちて、日尾・見定の邊へ行て泊ける所に、敷奠簾を一枚貸けるゆゑ、今一枚かしくれよといへば、一枚ならで無之候間、せうしやうねに被成よと云。せうしやうねとは何とする事ぞと問ければ、尾山に候てもか様の事を無御存知候哉。せうしやうねと申は平家の頃、平判官康頼と丹波の少將成経はすぐれて中よく、一つの奠簾にいつも二人寝給ふゆゑ、か様の山家にも奠簾一枚に二人ね申事を、今に少將寝と申候。尾山に御座候ても無御存知やと申候由。惣て古ことばは山家に猶残りし由。又ある説に、平家物語に鬼界嶋といふは能州の嶋の事也。有王が嶋下りといふも此所へ來りし事也といふとぞ。

一、加賀に小豆飯を拵候起り

賀州の俗間に祝事あれば小豆飯をしたゝめ、奴僕へあたへ

などする事あり。京江戸などに此事なし。是は富樫介、飯繩の法をなし宇賀を祭りて、何ぞ心祝あれば小豆飯を拵候事、今に遣りて如此とぞ。餘風今に遣りし事をかし。

一、長門守指圖次第との上意

此頃の事なめり。十歳餘の兒持たる人、御城を見せ可申候とて殿中へつれ行けば、煩出して乗物などにて返し候。此子いまだ御目見も不仕ものなれども、召連れ候處煩出せしにて親迷惑に存じ、支配に付大久保長門守殿へ罷越、如何可仕哉相扣可罷在哉と尋候へば、無稱可罷出候。御尋も候は、此方承届出し申旨可申上候。御目見未仕者は、御城へ召連申間敷との被仰出も、終に覺不申候。明日にも致死去候へば、名跡に被仰付候もの故、つれて出まじき者にも無之候。此段達上聞候ても、何とも被仰出も有まじく候。御尋候は、承届指圖仕旨可申上と被申候。扱御目付より言上の所、長門守は何と申候哉、長門指圖次第に可仕と上意に付、右の趣申上候へば、長門承届候へば宜しき由被仰出、事濟候よし。

一、伴八矢居睡の粗忽